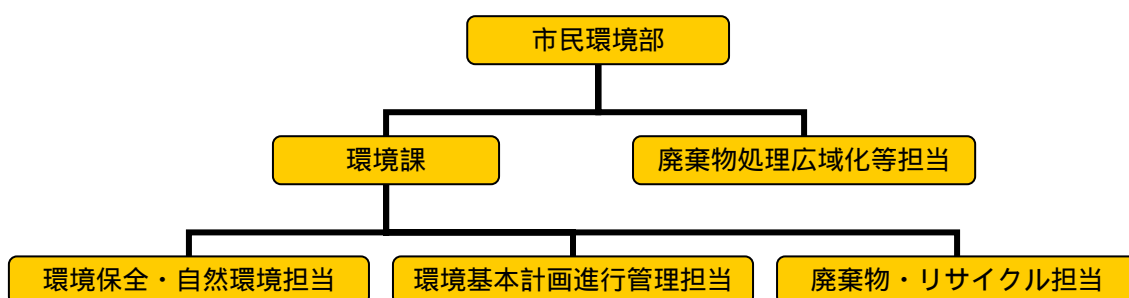


第 2 章 環境行政の推進

1 環境行政推進体制

1) 行政組織体制

図 2 - 1 行政組織体制図（平成 16 年 4 月 1 日現在）



2) 環境審議会

北広島市環境基本条例第 28 条第 1 項の規定に基づき北広島市環境審議会が設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議しています。

審議会委員は学識経験者 3 名、事業者代表 3 名、市民（公募）4 名の計 10 名で構成され、任期は 2 年間となっています。

表 2 - 1 北広島市環境審議会委員名簿（順不同）

氏 名	所 属 等
五十嵐 恒 夫	北海道大学名誉教授
村 野 紀 雄	酪農学園大学教授
佐々木 均	酪農学園大学教授
山 根 勸 <small>すすむ</small>	北広島市商工会理事
山 口 博 敬 <small>ひろ なか</small>	北広島市工業振興会副会長
松 本 栄 一	北広島市農業協同組合理事
九津見 奈保美	市民公募
柘 植 純 一 <small>つげ</small>	市民公募
福 田 匡 恭 <small>まさ やす</small>	市民公募
大 橋 奈緒美	市民公募
備考	
1 : 会長、 : 副会長	
2 上記委員の任期は平成 15 年 1 月 29 日～平成 17 年 1 月 28 日であり、平成 17 年 3 月に新委員を委嘱する予定となっています。	

3) 環境保全推進委員

北海道がおこなう環境の保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映させるため、北海道環境基本条例の規定に基づき、環境保全推進委員が置かれています。

環境保全推進委員制度は、2年間の任期で地域における環境情報を道に提供したり、地域で行われる環境保全活動に対して、助言等を行っています。

推進委員は公募又は支庁長の推薦により選考され、知事により委嘱されます。北広島市内からは表2-2の2名が委嘱を受けています。

表2-2 環境保全推進委員

氏名	任期
長谷川 眞知子、船橋 啓子	任期：平成15年5月29日～平成17年5月28日

2 環境基本条例・環境基本計画

平成5(1993)年11月に環境基本法が制定され、国の環境の保全に対する総合的な枠組みが示され、地方公共団体に対しても、環境の保全に関し国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の自然的条件に応じた施策を策定する責務が課せられました。

これに伴い各種環境問題を北広島市における環境問題として適切に把握し、一人ひとりの行動を環境への負荷の少ないものへと変えていくことにより、よい環境を守り育て、次代を担う子供たちに引継いでいくため、北広島市では、環境の保全及び創造についての基本理念や各主体の役割などを定めた北広島市環境基本条例を平成12(2000)年3月に制定し、平成13(2001)年3月には、各種環境に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とした北広島市環境基本計画を策定しました。

基本計画では、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくための道すじを示す長期的な目標を掲げるとともに、その達成のため10か年間になすべき具体的な施策を明らかにして、市民・事業者・市のそれぞれでの環境の保全及び創造に向けた自主的、積極的な取組を推進していきます。

1) 環境基本計画の体系

図 2 - 2 ひとづくりのための環境施策の体系

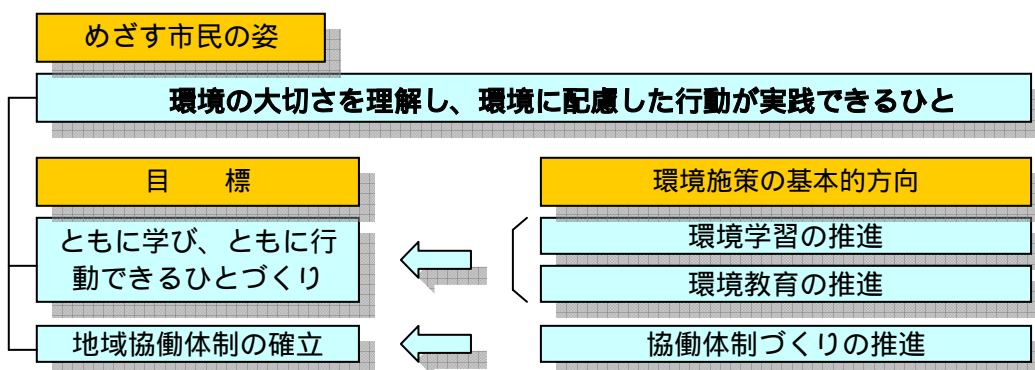
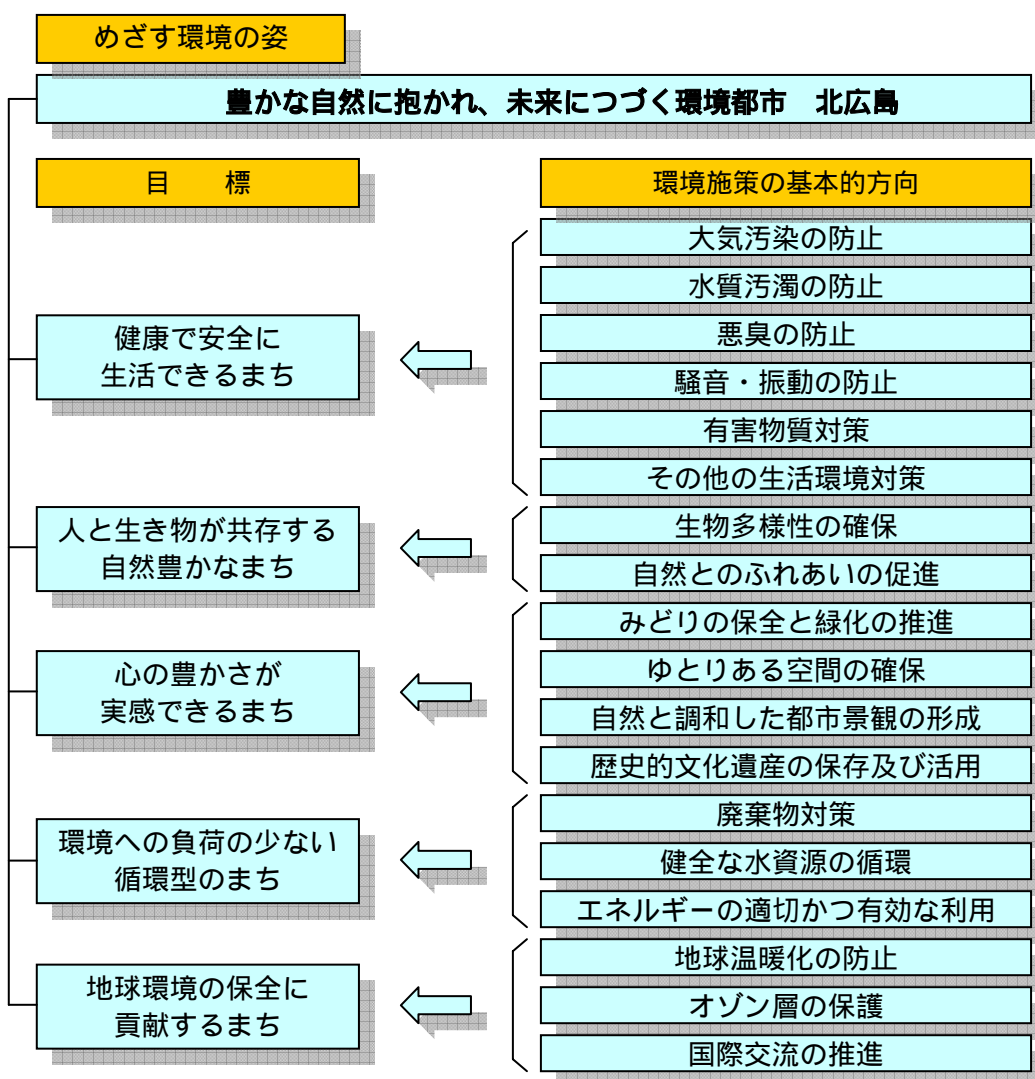


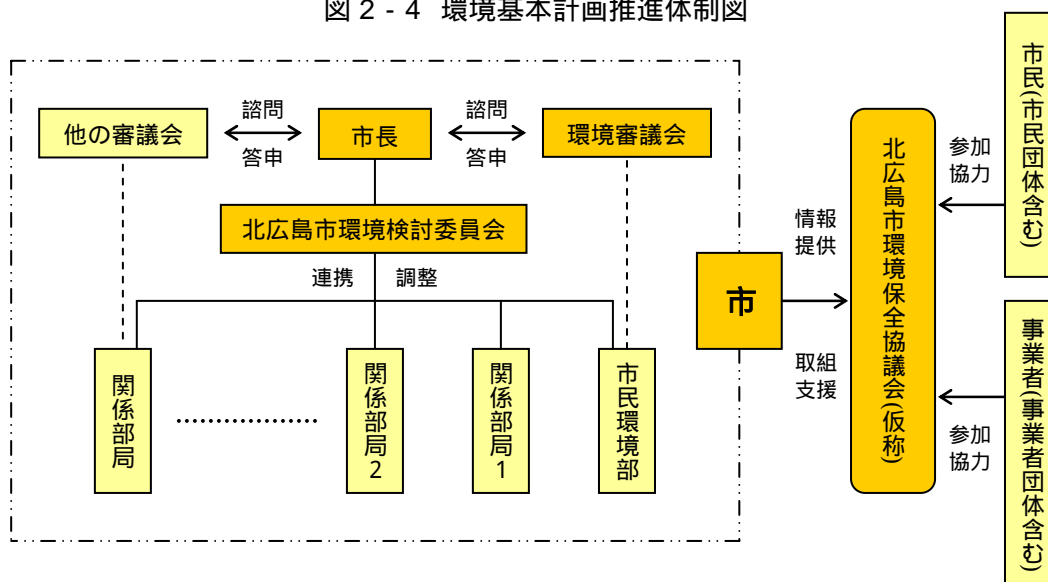
図 2 - 3 まちづくりのための環境施策の体系



2) 計画の推進体制

北広島市環境基本計画を着実に推進するためには、市だけでなく、市民、事業者と一体となった体制を作り、幅広く環境問題に対応する施策を推進していきます。

図 2 - 4 環境基本計画推進体制図



3) 計画の進行管理

目標の達成に向け毎年定期的に計画の進行状況を把握し、課題の整理や評価を行うとともに、進行状況の評価に基づいて、環境問題を取り巻く社会情勢等の変化に対応した計画の見直しを下記要領により適切に行っていきます。

- (1) 各種施策・事業の計画時点で、環境配慮を明確化 完了時点で課題の整理・評価
- (2) 進行中の施策・事業は毎年定期的に、環境配慮を明確化 課題の整理・評価
- (3) 進行状況、環境問題・社会情勢の変化に対応して、計画を適切に見直し

平成 15 年度施策・事業の実績、評価、平成 16 年度以降の施策・事業の予定、課題は表 2 - 3 のとおりです。

表 2 - 3 平成 15 年度施策・事業の実績、評価等一覧

施策項目		平成 15 年度施策・事業の実績、評価	平成 16 年度以降の施策・事業の予定、課題
ともに学び、ともに行動できるひとづくり			
環境学習の推進	環境学習の提供	野鳥観察会 野鳥観察とともに市内の自然に触れる機会の場の提供として、北広島レクリエーションの森で開催した。16 名が参加し、28 種類の鳥の姿、鳴き声を確認した。	参加者への周知方法として、広報誌の他 FM メイプルの活用や新聞等への依頼も必要である。
		生活講座（ケナフの紙すき等講座） ケナフを栽培し、その葉や茎を用いた紙すきや織物講座を開催した。ケナフは二酸化炭素の吸収量が多い植物であり、その栽培等を通して、地球温暖化について考えるきっかけを作ることができた。4 回開催し、延べ 28 名が参加した。	ケナフは外来種であるため、外来種問題に関する情報提供も継続する必要がある。
		家庭での啓発事業 エコクッキングを開催し、食材の輸送に係る燃料消費は、地球温暖化の一因となるため、地元の食材を改めて見直し、積極的に利用するよう薦めた。参加者は 26 名であった。	調理時にごみを減らす工夫をするなど環境に配慮した調理方法を薦めることも必要である。
	普及・啓発事業の推進	北広島のかんきょうの配布 北広島市における環境の概要をまとめた「北広島のかんきょう」を作成し、各出張所、図書館等に閲覧用図書として常備した他、市内 16 小中学校、3 高等学校に配布した。	より多くの市民、事業者に見てもらうため、ホームページで閲覧できるよう整備する必要がある。
		環境パンフレット配布 総合学習として 12 グループ、59 名の対応をし、そのうち 6 グループ、31 名に対し動植物の生息状況等についてのパンフレットを配布した。地図や写真を多く掲載しているため小中学生にも分かりやすく、地域の環境に関心を持つ良いきっかけとすることができた。	パンフレットをカラーコピーするなどして今後も継続して啓発に努める必要がある。
地域協働体制の確立			
協働体制作りの推進	地域活動の推進	集団資源回収 自治会、子供会等の単位での集団資源回収に対し、奨励金（資源引渡し総重量 1kg 当たり 3 円）を交付した。平成 15 年度の登録数は 101 団体であり、新聞紙をはじめとする資源物を再生事業者へ引き渡すことで資源の有効利用が図られた。（新聞紙 1732 トン、雑誌 314 トン、ダンボール 151 トン、紙パック 18 トン、ピン 14 トン、アルミ缶 9 トン、スチール缶 7 トンなど）	回収団体登録数が 101 団体と増えており、今後は、未実施地区への啓発と収集品目を増やすよう収集業者へ働きかけていきたい。
	近隣市町村等との連携・協力	千歳川水系水質保全連絡会議 定例連絡会議、担当者会議、特定事業所視察を各 1 回開催し、千歳川水系の水質保全に関する情報交換等を行った。また、4 市 2 町による千歳川水系 20 地点での水質測定を年 6 回行った。BOD や大腸菌群数がやや高い値となっているが、おおむね問題はない。また、アンモニア性窒素が高い値を示している地点があった。	水質測定は同日測定であるが、採水地点により天候・降水量が異なり測定結果に影響を及ぼす恐れがあったため、平成 15 年度から天候等も報告することとした。これについては、平成 16 年度以降も継続する必要がある。アンモニア性窒素については、基準値が定められていないが、島松川が他の河川に比べ高い値を示しているため、現地調査を実施する必要がある。

施策項目		平成 15 年度施策・事業の実績、評価	平成 16 年度以降の施策・事業の予定、課題												
健康で安全に生活できるまち															
大気汚染の防止	自動車の適正な使用の推進	<p>福祉バス運行事業 幹線道路の走行やアイドリングストップなどにより、排出ガスの排出量や燃料消費量を抑制し、騒音・振動・大気汚染に配慮した。走行距離等を平成8年度と比較すると下表のようになった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>走行距離 (km)</th> <th>燃料使用量 (ℓ)</th> <th>燃費 (km/ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8年度</td> <td>22,110</td> <td>6,408</td> <td>3.45</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>29,487</td> <td>10,281</td> <td>2.87</td> </tr> </tbody> </table>	年度	走行距離 (km)	燃料使用量 (ℓ)	燃費 (km/ℓ)	8年度	22,110	6,408	3.45	15年度	29,487	10,281	2.87	バスの利用需要は増加傾向にあるため、より一層環境に配慮するとともに低公害車の導入が課題である。
	年度	走行距離 (km)	燃料使用量 (ℓ)	燃費 (km/ℓ)											
	8年度	22,110	6,408	3.45											
15年度	29,487	10,281	2.87												
家庭や商店、オフィス等における対策の推進	<p>監視パトロール 36件の野外焼却に関する指導を行い、簡易焼却炉の撤去や焼却行為の中止を実施させた。</p>	野外焼却については、継続して市民や事業者への啓発が必要である。													
大気汚染調査、監視体制の整備、充実	<p>大気汚染物質分析測定 市内9地点でいおう酸化物、4地点で窒素酸化物の測定を実施した。2項目ともに過去の測定値等と比較して、問題となる数値ではなく、安全に生活できる環境が保全されていることが確認された。</p>	簡易測定であるため、過去のデータや他市町村のデータとの比較は出来るが、環境基準との比較が出来ない。													
水質汚濁の防止	事業場等に対する規制及び改善指導	<p>畜産環境保全施設整備事業の推進 堆肥舎等の整備により、家畜排泄物の流出や地下浸透が防止され、水質汚濁対策が進展した。</p>	整備した施設であっても適正な管理を怠ると河川等の水質汚濁を招く恐れがあるため、定期的な監視が必要である。												
	生活排水対策	<p>パンフレット配布 油流出事故の防止方法（ホームタンクの点検）についてのパンフレットを100部作成し、市役所、出張所等の窓口で配布した。</p>	落雪等による配管の破損事故が起きているため、広報誌等によりさらに啓発する必要がある。												
	水質の把握	<p>河川水質分析測定事業 市内3地点において年6回、市内21地点において年2回の水質分析測定を実施した。BODや大腸菌群数がやや高い値となっている河川があるが、おおむね問題はない。また、アンモニア性窒素が高い値を示している地点があった。</p> <p>農業水質分析測定事業 市内8ゴルフ場からの排水及び河川水（島松川、輪厚川）について、20種類の農薬に対し51検体の農薬検査を行いました。全て指針値以下となっていた。</p>	<p>河川水質分析については、年間の測定回数少なく、それを補うための定期的な監視が必要である。</p> <p>BODや大腸菌群数の測定値が継続して高い値を示している地点については、現地調査を実施する必要がある。</p> <p>アンモニア性窒素については、基準値が定められていないが、島松川が他の河川に比べ高い値を示しているため、現地調査を実施する必要がある。</p> <p>今後も継続して実施する。</p>												

施策項目		平成 15 年度施策・事業の実績、評価	平成 16 年度以降の施策・事業の予定、課題
悪臭の防止	悪臭発生源対策	悪臭発生源調査 現地調査を 7 件実施した。うち、3 件については発生源が特定できず、1 件については当事者同士での話し合いを薦め、残りの 3 件については原因者を特定し、その作業方法の変更、作業時間の短縮等の指導を行った。	指導内容どおりに作業を実施しているかの監視等を継続して実施する必要がある。
	悪臭の状況把握	悪臭物質濃度等測定 平成 16 年 2 月、3 月に(株)ホクリョウ生産札幌農場の敷地境界で悪臭の測定を実施した。アンモニア及びメチルメルカプタンが規制基準を超えており、その不快な臭気は広範囲に及び著しく住民の生活環境を損ねていると認められたことから、事業者に対し法に基づく改善勧告を発動した。	改善勧告に基づき、施設の改善等を実施したが、十分な脱臭効果が得られていないため、監視、指導、悪臭測定等を継続する必要がある。
騒音・振動の防止	事業活動に伴う騒音・振動の防止	法規制対象外の特定建設作業に対する指導 法規制対象外の特定建設作業を実施する場合、その施工業者に対し、届出の提出及び付近住民への事前説明を実施するよう指導した。年間実施件数は 7 件であり、これらの工事に対する苦情は寄せられなかった。	今後も継続して実施する。
		道路改築、道路改修、生活道路整備及び歩道造成事業（6 件） 通過交通の増大に対する構造強化及び生活道路の改良工事が実施され、実施に当たっては、これまでと同様に低騒音・低振動型建設機械を使用して実施した。	今後も低騒音・低振動型建設機械の使用徹底を図る。
		水道第 5 期拡張事業・配水施設の移設、改良工事 工事施工に際しては、周辺環境に配慮した作業時間を制限するとともに、低騒音・低振動型建設機械の使用に努めた。	住宅地やその周辺の公道上等での工事となることから、騒音・振動などによるトラブルを避けるため、今後も低騒音・低振動型建設機械の使用徹底を図るとともに、作業時間帯にも配慮した工事施工に努める。
	騒音調査、監視体制の整備、充実	自動車交通騒音等測定 市内 3 地点で 2 時間帯（昼間、夜間）の自動車交通騒音の測定を実施した。6 測定値のうち、5 測定値が環境基準を超えたものの、6 測定値全てが要請限度の範囲内であった。	3 地点での測定を継続して実施する他、地域住民の要望等に応じて自動車交通騒音等の測定を実施する。
有害物質対策	ダイオキシン類測定 道が大气中のダイオキシン類測定を大曲中学校で実施した。夏、冬の年 2 回測定したが、その結果は環境基準値未満であった。	平成 11～13 年度に大気、土壌調査を実施し、市内 5 地区の現状把握調査が終了した。いずれの地点においても、環境基準値未満であったため、追跡調査は実施していないが、状況に応じて再度測定を実施する。	

施策項目		平成 15 年度施策・事業の実績、評価	平成 16 年度以降の施策・事業の予定、課題
人と生き物が共存する自然豊かなまち			
生物多様性の確保	野生生物の種の保存	アライグマ捕獲事業 生態系をかく乱する恐れのある外来種であるアライグマの駆除を実施し、30 頭を捕獲した。	全道的に見ると、アライグマの生息域が年々拡大し、農業被害額も増加してきていることから、道と連携するなどして今後も駆除を継続して実施する必要がある。
	多様な自然環境の保全	中の沢川準用河川改修事業 昭和 62 年より河川沿線農家の保護を目的に、標記改修事業を進めてきたが、耕作者の減少等により本年度をもって完了とした。 (工事内容) すりつけ護岸工 24.5M 落差工の改修	今後の河川改修に当たっては、これまでと同様に自然環境を守り、生物の生息・生育に配慮した工法で進めていく必要がある。
心の豊かさが実感できるまち			
ゆとりある空間の確保	農とのふれあいの場の確保	農村景観づくり事業 市民の目につきやすい道路沿いを重点に緑肥作物(ヒマワリ、クローバー等)を植えることにより、農村景観の保全が図られ、農園を取り巻く景観が美しくなった。緑肥作物の作付けにより、化学肥料の使用を抑制することができ、また病害虫の発生が抑えられた。	景観を維持するため、除草作業等の維持管理に係る農業者の負担が大きい。
		市民農園開設事業 農的生活に対する都市近郊市民のニーズに対応しており、農地の有効活用が図られている。本年度については、富ヶ岡地区 200 区画を増やし、需要に十分応えられた。(西の里 120 区画、中の沢 30 区画、大曲 100 区画、富ヶ岡 200 区画)	市民農園の運営管理は、農家自身が行うことが原則であり、利用者へのサービス向上が農家自身に求められている。
環境への負荷の少ない循環型のまち			
廃棄物対策	排出抑制の推進	生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の購入助成 助成数は 209 個であった。平成元年度から助成を開始したが、平成 15 年度時点での利用可能コンポスト数は 871 個と推測され、それらによる年間の生ごみ減量効果は 187 トンである。	平成 16 年度の助成予定数は、210 個であり、それらによる年間の生ごみ減量効果は 45 トンである。
	再生利用(リサイクル)の推進	集団資源回収 自治会、子供会等の単位での集団資源回収に対し、奨励金(資源引渡し総重量 1kg 当たり 3 円)を交付した。平成 15 年度の登録数は 101 団体であり、新聞紙をはじめとする資源物を再生事業者へ引き渡すことで資源の有効利用が図られた。(新聞紙 1732 トン、雑誌 314 トン、ダンボール 151 トン、紙パック 18 トン、ビン 14 トン、アルミ缶 9 トン、スチール缶 7 トンなど)	回収団体登録数が 101 団体と増えており、今後は、未実施地区への啓発と収集品目を増やすよう収集業者へ働きかけて行きたい。

施策項目		平成 15 年度施策・事業の実績、評価	平成 16 年度以降の施策・事業の予定、課題
廃棄物対策	廃棄物収集・処理の適正化	廃棄物の分別収集事業 容器包装物等の分別を徹底し、埋立処分されるごみの減量化、再資源化が図られた。(紙製容器包装 172 トン、プラスチック製容器包装 244 トン、ガラス容器 194 トン、ペットボトル 149 トンなど)	ごみの重量の 4 割を占める生ごみの減量化を進めるとともに、衣類やミックスペーパーの資源化についても検討を進めたい。
	健全な水資源の循環 水道水の安全供給と水質の保全	水質検査の実施 安全な水道水の供給のため各配水池及び系統末端給水栓における水質検査を実施し、また行き止まり配水管で計画的に洗管を行うことにより、安全な水道水の供給を行うことができた。	より安全な水道水の供給に対応するために、水質検査の継続と計画洗管箇所の見直しが必要である。
地球環境の保全に貢献するまち			
地球温暖化の防止	地球温暖化対策推進実行計画	北広島市環境保全に向けた率先実行計画進行管理事業 実態把握調査の結果、平成 15 年度実績を基準年度(平成 8 年度)実績と比較すると、二酸化炭素排出量 6.64%、電力量 4.0%、灯油 7.2%、重油 0.2%、ガソリン 4.8%、軽油 13.6%、LPG11.8%となった。 また、省エネ・省資源対策に関する調査の結果、残業時や会議室使用时における不要照明の消灯、冷暖房の適切な温度設定、ミスコピー紙のメモ紙への活用、資源ごみの分別、物品等の修繕による長期間使用等について高い実施率で実践されていることが分かった。	調査の結果、実施率の低い取組があることから、職員を対象とした普及啓発や情報提供に努め、職員の環境問題に対する意識の向上を図るとともに、省エネ、省資源に関する取組を推進する必要がある。 また、将来的には、省エネルギー型施設への転換や省エネルギー型設備の導入、低公害車への切り替えなどハード面での整備についても検討する必要がある。

3 北広島市環境保全に向けた率先実行計画(市役所の事務・事業に於ける地球温暖化対策推進実行計画)

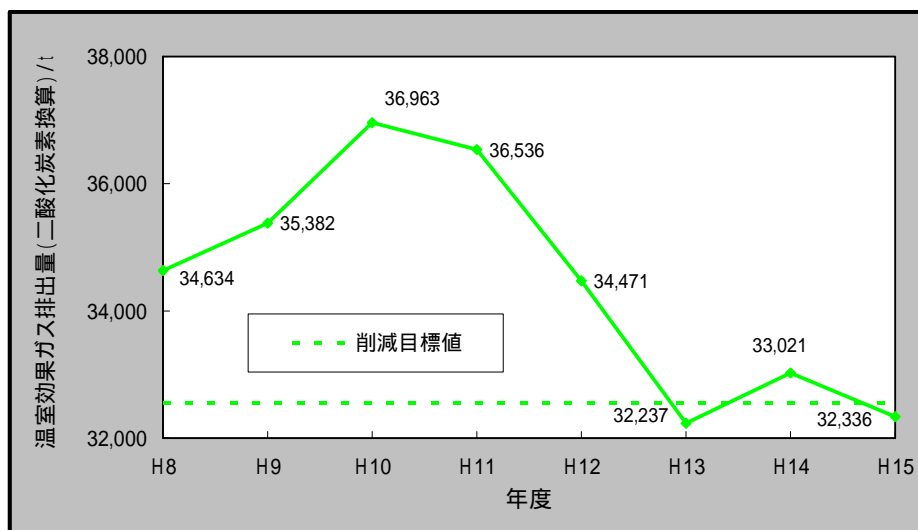
1) 計画の策定及び推進

市では、環境への負荷の少ない環境重視型社会の構築に向けた様々な取組みを進めていますが、市役所自らが環境保全に向けた行動を率先して実行することが重要であることから、平成 10(1998)年度に市役所の事務事業全般にわたる環境への配慮という目的から『北広島市環境保全に向けた率先実行計画』を策定し取組みを実践してきました。平成 11(1999)年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、第 8 条の規定で都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画策定が義務付けられたことを受け、平成 13(2001)年 1 月温室効果ガスの排出量、削減目標数値などの要素を加え、『改定 - 北広島市環境保全に向けた率先実行計画』を策定しました。

市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを二酸化炭素に換算すると、1996 年(平成 8 年)では、34,634t の排出実態となっています。この排出量に対し、目標年度を 2004 年度(平成 16 年)削減目標を 6%と定め、目標達成のため様々な取組を実践しています。

リサイクルの推進やコンポストの普及による紙くず・食物くずの埋立処分量の減少、残業時や会議室使用時における不要照明の消灯、個人用電気ストーブや扇風機の使用自粛による電力使用量の削減、適正な冷暖房温度の設定や低公害車の導入による燃料使用量の削減により平成 10 年度以降温室効果ガスの排出量は減少し、平成 14 年度に再度増加したものの、平成 15 年度は再び減少しました。平成 15 年度の排出量は、32,336 t(二酸化炭素換算)であり、前年度(平成 14 年度)比で 2.07%の減となっています。また、基準年度(平成 8 年度)比では、6.64%の減となっており、目標(基準年度比で 6%の削減)が達成されています。

図 2-5 温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の経年変化(全公共施設)



2) 省エネ・省資源対策の取組状況及び問題点

市役所各部署、出先機関、小中学校等の公共施設を対象とした省エネ・省資源対策 47 項目に対する取組状況及び問題点に関する調査を実施しました。その結果は表 2-5～2-6 のとおりです。

取組状況に関して、実施・ほぼ実施が 70%を超えたものとしては、残業時・会議室使用時の不要照明の消灯、室内平均気温 20 の暖房設定、両面コピー・両面印刷の徹底、ファイル等の再利用など 19 項目が挙げられます。

一方、実践率が低かったり、又は改善の余地があるものとしては、マイカー通勤の自粛、ノー残業デーの推進、リサイクル商品（エコマーク商品等）の購入の推進、昼休みの消灯、間引き照明の実践等が挙げられます。

また、省エネ・省資源対策の問題点に関する調査により、パソコン・プリンター等の増加による電気使用量の増加、メールや財務会計システムの導入によるプリントアウト数（紙使用枚数）の増加、施設の老朽化により効率的な省エネが困難であるという問題を多くの部署、施設で抱えていることが分かりました。

3) 今後の取組み

平成 15 年における温室効果ガス排出量は、削減目標数値を下回っていますが、省エネ対策等に関する調査結果から分かるように、その実践率が低いものや改善の余地があるものがあることから、職員一人ひとりの環境問題に対する意識を高め、省エネ・省資源に対する取組を更に推進する必要があります。

また、施設の老朽化により効率的な省エネ対策を実施できない施設があり、また低公害車の導入台数がまだ少ないことから、将来的には、省エネルギー型施設への転換や低公害車導入数の増加などハード面での整備についても検討する必要があります。

4) 地球温暖化防止を目的とした国際交渉

平成 4（1992）年、気候変動枠組条約が採択され、先進国に対する温室効果ガスの削減目標値が定められましたが、法的拘束力は無く、目標は達成されませんでした。平成 7 年から気候変動枠組条約締結国会議（COP）が開催され、平成 9（1997）年の第 3 回京都会議において、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標を設定した京都議定書が採択されました。その後、同議定書の発効要件が満たされていざせんでしたが、平成 16（2004）年 11 月にロシアが京都議定書を批准したことを受け、平成 17（2005）年 2 月 16 日、京都議定書が発効されることとなりました。

表 2 - 5 省エネ・省資源対策の取組状況に関する調査結果

取 組 内 容		実施	ほぼ 実施	実施 せず	実施不可・ 該当無し
電気使用量の削減					
1	昼休みの消灯	40.0%	20.0%	18.8%	21.3%
2	残業時における不要照明の消灯	62.5%	20.0%	1.3%	16.3%
3	間引き照明の実践	36.3%	22.5%	25.0%	16.3%
4	会議室使用時における不要照明の消灯	63.8%	13.8%	1.3%	21.3%
5	効率的な照明の配置	25.0%	11.3%	7.5%	56.3%
6	ノー残業デーの推進	15.4%	30.8%	29.5%	24.4%
7	使用していないOA機器の電源を切る	40.5%	44.3%	5.1%	10.1%
8	コピー機節電スイッチの励行	48.8%	21.3%	7.5%	22.5%
9	電気ヒーターの温度設定を 15 以上にしない	11.4%	6.3%	3.8%	78.5%
10	冷房設定温度を 28 以上にする	10.1%	8.9%	3.8%	77.2%
11	個人用電気ストーブの使用自粛	50.0%	2.5%	0.0%	47.5%
12	個人用扇風機の使用自粛	45.0%	8.8%	1.3%	45.0%
13	電気ポットの使用禁止	46.3%	7.5%	21.3%	25.0%
14	コーヒーマーカーの使用禁止	51.3%	1.3%	21.3%	26.3%
15	冷蔵庫設置台数の適正化	50.0%	8.8%	2.5%	38.8%
16	自動販売機設置台数の適正化	22.5%	0.0%	0.0%	77.5%
暖房用燃料使用量の削減					
17	室内平均気温 20 の暖房設定	47.5%	35.0%	7.5%	10.0%
庁用車等燃料使用量の削減					
18	アイドリング・ストップの実践	33.8%	26.3%	16.3%	23.8%
19	公共交通機関の利用（出張時）	25.0%	38.8%	10.0%	26.3%
20	エコドライブの実践（急発進しないなど）	55.0%	25.0%	2.5%	17.5%
21	庁用車の適正な管理（整備点検の励行等）	26.9%	6.4%	0.0%	66.7%
22	庁用車の効率的な使用	27.8%	11.4%	2.5%	58.2%
23	マイカー通勤の自粛	10.1%	20.3%	51.9%	17.7%
紙使用量の削減					
24	ミスコピーの防止	24.7%	63.6%	2.6%	9.1%
25	両面コピー・両面印刷の徹底	31.3%	55.0%	3.8%	10.0%
26	輪転機使用の徹底	35.4%	27.8%	2.5%	34.2%
27	ミスコピー用紙のメモ紙への活用	57.5%	30.0%	1.3%	11.3%
28	庁舎内文書における鑑の省略	35.9%	34.6%	5.1%	24.4%
29	必要以上のコピー・印刷はしない	46.3%	43.8%	2.5%	7.5%
30	簡潔明瞭な文書・資料の作成	31.3%	60.0%	2.5%	6.3%
31	電子メールの利用によるペーパーレス化	22.8%	40.5%	13.9%	22.8%
再生紙使用の推進					
32	職員の名刺を再生紙にする	30.4%	17.7%	12.7%	39.2%
33	用途に応じた再生紙の指定（印刷物の外注の場合など）	35.0%	30.0%	7.5%	27.5%
節水の取組					
34	食器類を洗う際に水を出したままにしない	55.0%	33.8%	3.8%	7.5%

35	トイレ使用時の水使用量の削減	31.3%	40.0%	17.5%	11.3%
36	洗車方法の改善	12.8%	2.6%	5.1%	79.5%
37	節水型機器や流水音装置の設置の検討	0.0%	1.3%	21.5%	77.2%
ごみ（廃棄物）の排出抑制・減量及びリサイクルの推進					
38	使い捨て物品の使用自粛（紙コップ等）	43.8%	18.8%	12.5%	25.0%
39	ポリ容器入りの弁当等の購入を控える	11.3%	21.3%	40.0%	27.5%
40	ファイル等の再利用	46.2%	44.9%	3.8%	5.1%
41	過剰包装とならない様に業者に要請する	18.8%	28.8%	18.8%	33.8%
42	物品等の修繕による長期間の使用	62.5%	28.8%	2.5%	6.3%
43	紙・ビン・缶等資源ごみの分別収集の徹底	70.9%	19.0%	1.3%	8.9%
44	空カートリッジのリサイクル	60.0%	16.3%	6.3%	17.5%
環境配慮型製品の購入					
45	リサイクル商品（エコマーク商品等）の購入の推進	23.8%	50.0%	22.5%	3.8%
46	廃棄時に環境負荷の少ない商品、リサイクルシステムの確立している商品の購入	23.8%	45.0%	26.3%	5.0%
47	古紙 100%のトイレトペーパーの購入	38.8%	7.5%	11.3%	42.5%

表 2 - 6 省エネ・省資源対策の問題点に関する調査結果

	問 題 点	該当する	該当しない
1	パソコン・プリンター等の増加による電気使用量の増加	65.8%	34.2%
2	メールや財務会計システムの導入によるプリントアウト数の増加（紙使用量の増加）	59.5%	40.5%
3	省エネ対策に対する職員の意識の低さ	29.1%	70.9%
4	施設の老朽化により効率的な省エネが困難である（不効率な暖房など）	75.6%	24.4%
5	冬期間の暖房設定温度が低すぎるため寒い	47.4%	52.6%
6	間引き照明等によって文書が見難くなる	24.4%	75.6%
7	電気等使用量が施設の利用者の増加に比例するため、電気等使用量の削減が困難である	30.8%	69.2%
8	緊急又は臨時の稼働が多いため、電気等使用量の削減が困難である	15.4%	84.6%
9	省エネ対策を実施したとしても、その行動結果（成果）が見えない	55.7%	44.3%
10	省エネ対策に関する情報の不足	40.5%	59.5%

4 環境啓発事業の推進

1) 野鳥観察会

自然環境をもっと身近に感じてもらうために、毎年愛鳥週間（5月10日から16日）の前後に自然保護監視員等を講師とした野鳥観察会を実施しています。平成15年度については、5月10日（土）に北広島レクリエーションの森で開催し、アオサギ、アカゲラ、ウグイスをはじめとした28種類の鳥の姿や鳴き声を確認しました。

2)ケナフ栽培事業

平成 12 年度より環境教育の向上や環境意識の啓発を目的として、中央公民館の前庭にてケナフの栽培を実施しています。毎年 5 月ごろにケナフの種をまき、秋には収穫したケナフの茎や葉を用いた事業を開催しています。平成 15 年度については、10～11 月にケナフを使った染め物・織物・紙すき講座を開催しました。

ケナフとは・・・

アフリカや東南アジアに自生するアオイ科ハイビスカス属の一年草であり、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの二酸化炭素の吸収量が他の植物に比べ多いという特徴があります。そのため、多くの自治体や小中学校などで栽培されています。北広島市では、地球環境に目を向けていただくきっかけ作りを目的として、ケナフの栽培を行っています。

3)エコクッキング

北広島消費者協会との共催により実施しているものであり、ゴミの減量化を図るために野菜の皮なども食材として利用したり、調理時に省エネや節水を心がけるよう促すなどの意識啓発を行っています。

4)環境啓発パンフレット

北広島に生息している野生動植物を紹介するパンフレット『北広島の自然』を作成し、総合学習等で配布しています。また、環境啓発広告入りのケナフの種袋を各種事業時に配布しています。

5)自然観察会

平成 15 年 8 月 17 日(日)、石狩支庁との共催により音江別川(きたひろサンパーク付近)にて自然観察会を開催し、フクドジョウ、スジエビ、ゲンゴロウやエゾアカガエルをはじめとした 12 種類の生物の生息を確認しました。一見すると水生生物が全く生息していないように見える音江別川にも多くの生物が生息しており、豊かな自然が残されていることが分かりました。